

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		2022年7月26日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都 市伏見区横大路芝生24-3		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式 会社 創味食品 代表取締役 山田 佑樹			
前年度に保有していた 冷媒用代替フロンを使用 した第一種特定製品の 台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の 保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の 保有台数
	エアコンディショナー	141 台	0 台	9 台	134 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	82 台	0 台	1 台	81 台
前年度に第一種特定製 品に充填及び回収を行 った冷媒用代替フロ ンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	2.0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0.7	キログラム
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための冷媒 用代替フロン使用機器 の管理体制	使用時	第一種特定製品の一覧を作成し、管理責任者が随時情報を更新するなど、適切に管理している。			
	廃棄時	第一種特定製品を廃棄する際は、当該部署の責任者が第一種特定製品の管理責任者に報告し、適切に回収及び破壊処理をする体制をとっている。			
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための取組 の実施状況	使用時	年初に機器予防保全リストという関係社員の誰もが閲覧できるシステムに、定期点検の計画を明記し、遅滞なく定期点検が行われる体制をとっている。			
	廃棄時	第一種特定製品を廃棄する際に、管理責任者がフロン排出抑制法に従い、冷媒用代替フロン回収及び破壊業者に委託し、回収及び破壊処理証明証を以て冷媒用代替フロンが適切に処理されたことを確認した。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	第一種特定製品を更新する際は、地球温暖化係数が低い冷媒を使用した製品を導入する。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。